

**「新設」の幼保連携型認定こども園の認可基準について
(特にご議論頂きたい論点)**

平成25年9月20日

論点 1

園長等の資格(個別論点、1. 学級編制・職員、(2))

幼稚園	○ 園長は「教諭免許状(1)及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」が原則。ただし、「同等の資質を有する者」等の特例あり(2)。 1 専修・1種免許状のみ。教諭免許状の種類は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を含む。 2 園長の資格要件は、副園長・教頭にも準用。
保育所	○ 規定なし。なお、運営費の基準において、施設長は「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」。
認定こども園 (現行)	○ 認定こども園の長は、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。

検討事項 1

以下の対応方針としてはどうか。

- 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職又は児童福祉事業の一定の経験がある者とする。
- ただし、これと同等の資質を有する者についても認めることとする。
- これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。

基準検討部会での主なご意見

- 園長には、教諭免許状と保育士資格の両方が必要である。
- 園長資格に必要な一定の経験期間とはどのくらいとするのか整理が必要。
- 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の質や地域社会と深く関われる人がふさわしい。
- 同等の資質を有する者についても園長資格を認めることに賛成。

(参考: 幼稚園長、保育所長の免許・資格の保有状況)

幼稚園長	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率: 53.4% (平成24年度幼児教育実態調査) ● 免許・資格の保有状況(複数回答) 幼稚園専修免許 1.7%、幼稚園1種免許 38.6%、幼稚園2種免許 22.1% 小学校免許 17.8%、中学校免許 22.7%、高等学校免許 19.7%、保育士資格 29% (平成22年度学校教員統計調査、平成24年度幼児教育実態調査)
保育所長	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率: 48.7% (ベネッセ教育総合研究所2012年10月~12月調べ) ● 免許・資格の保有状況(複数回答) 保育士資格72%、幼稚園免許(2種含む)48% (平成23年度保育所運営の実態とあり方に関する調査研究報告書 日本保育協会)

検討事項 2

- 教育職又は児童福祉事業の一定の経験の内容は、現行の取扱いを踏襲することとするか。
- この場合、求める期間はどのようにするか。
 (例) 教育職と児童福祉事業を合算して、5年など

基準検討部会での主なご意見

- 園長資格に必要な一定の経験期間とはどのくらいとするのか整理が必要。【再掲】
- 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の質や地域社会と深く関われる人がふさわしい。【再掲】

(参考: 教育職・児童福祉事業)

教育職	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校 学校の校長、教員、事務職員、学校栄養職員の職等 在外教育施設、外国の学校における に準ずる職 少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職 教育事務又は教育を担当する国家公務員、地方公務員の職 外国の官庁における、 に準ずる職 等
児童福祉事業	運営費の運用上、以下のものが想定されている。 (例) 児童福祉施設、国・都道府県・市町村において児童福祉に関する事務を取扱う部局 (児童相談所、福祉事務所)、学校、民生委員、児童委員 等

検討事項 3

- 「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、幼児教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、“教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職又は児童福祉事業の一定の経験がある者”と同等と認められる者としてはどうか。
- 「同等の資質」があることは、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が判断することとしてはどうか。

学校教育法の準用により、私立の幼保連携型認定こども園の園長の設置・変更の際には、認可権者に「届出」することになっている。(その際に、認可権者が園長の資格の内容の確認を行うことも考えられる。)

基準検討部会での主なご意見

- 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の質や地域社会と深く関われる人がふさわしい。【再掲】

(参考:「同等の資質」の具体の判断の取扱い)

幼稚園長	【公立】 任命権者(市町村教育委員会等)が判断。 (例)保育所における勤務経験を、同等の資質がある者として認める等 【私立】 設置者(法人の長等)が判断。
保育所長	【私立の運営費上の所長設置・未設置の判断基準の場合】 保育所を管轄する都道府県知事、指定都市の長、中核市の長が判断。 (例)各種研修(保育所長研修、社会福祉施設長資格認定講習等)の受講をもって、同等の資質があると認める等

論点 2

職員配置基準(学級編制基準) (個別論点、1.学級編制・職員、(5))

幼稚園	<p>1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。 必要職員配置数の算定方法に関する規定はなし。</p>
保育所	<p>保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。ただし、常時2人以上。 必要職員配置数の算定式は以下のとおり。 年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(少数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に少数点以下を四捨五入</p> $\text{必要配置数} = (0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3\text{歳児} \times 1/20) + \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30\}$
認定こども園 (現行)	<p>短時間利用児:幼稚園と同じ(35:1)、長時間利用児:保育所と同じ。 必要職員配置数の算定式は以下のとおり。 年齢別、利用時間別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(少数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に少数点以下を四捨五入</p> $\text{必要配置数} = (0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3 \sim 5\text{歳の短時間利用児} \times 1/35) + (3\text{歳の長時間利用児} \times 1/20) + \{(4\text{歳及び}5\text{歳の長時間利用児}) \times 1/30\}$

検討事項 1

- 満3歳以上の教育課程にかかる教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定することとしてはどうか。

職員配置の改善分も含め、公定価格の議論の進ちよくと合わせて検討が必要。

基準検討部会での主なご意見

- 3号認定から2号認定への接続の観点から、少なくとも3歳児は配置を手厚くすべきではないか。
- 保育所では、施設長以外に常時保育士が2人以上必要であるが、閉所前で子どもが1人の時間帯などは1人でも対応できるようにすべき。
- 虐待や事故の防止などの観点から、職員は常時2人以上配置すべきではないか。
- ゆとりある職員配置やフリーでいられる職員を増やしてほしい。
- 長期休業中に災害等が発生した際には、児童福祉施設としての役割が担えるよう、職員配置も考えるべき。

検討事項 2

- 満3歳以上の学級には、職員配置基準上配置が求められる職員のうち、専任の教諭を1人置かなければならないとしてはどうか。
- 指導計画の作成、教材開発、園内研修などの時間の確保に留意する必要があるのではないか。

職員配置の改善分も含め、公定価格の議論の進ちよくと合わせて検討が必要。

基準検討部会での主なご意見

- 学級に置かれる専任の教諭については、教育課程が終わったあとにローテーションに入ってしまうと、教材研究等の時間が確保できなくなるため、職員配置についてはその点の配慮が必要。

検討事項 3

- 学級編制基準についてどのように考えるか。

職員配置基準を設定する場合には、園としての人的体制は、職員配置基準によることとなる。

基準検討部会での主なご意見

- 学級編制基準は、1クラス30人以下にしてもらいたい。
- 3号認定から2号認定への接続の観点から、少なくとも3歳児は配置を手厚くすべきではないか。【再掲】
- ゆとりある職員配置やフリーでいられる職員を増やしてほしい。【再掲】

論点 3

運動場等の設置、面積 (個別論点、2.設備、(5)(6))

幼稚園	運動場は必置。 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。 学級数に応じた面積基準を規定 【1学級:330㎡、2学級:360㎡、3学級:400㎡、4学級以上:1学級につき80㎡増】
保育所	満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置。 入所者1人当たりの面積基準を規定【満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上】 土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所(代替地)は保育所と隣接する必要はない。 耐火建築物については、用地不足の場合は、一定の条件の下、屋上を屋外遊戯場とすることも可。
認定こども園 (現行)	屋外遊戯場は原則設置。 (幼保連携型、保育所型、地方裁量型にあっては、安全の確保、日常的な利用時間の確保、教育及び保育の適切な提供、一定の面積を満たすことなどの要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。) ○ 次の基準をともに満たすこと ・ 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上 ・ 幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3㎡の合計の面積

検討事項 1

以下の対応方針としてはどうか。

- 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。
- 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
 - ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
 - ・ 満2歳の園児について、保育所基準による面積

基準検討部会での主なご意見

- 運動場は園舎と身近にあることが必要で、同一敷地内または隣接地とすべき。
- 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。
- 運動場は、身近な場所とすることでよいのではないか。食育のためにも、契約の畑なども非常に効果的であり、このような場所も含めて認めてもらう等、本来の目的を考慮した上で柔軟な取扱いが必要。
- 質の高さは面積だけではないのではないか。質の高い心身を育むため、自然環境などに身体を置くことも大切な要素。
- 分散されている運動場面積を合計することにより基準面積を満たす場合も認めてはどうか。

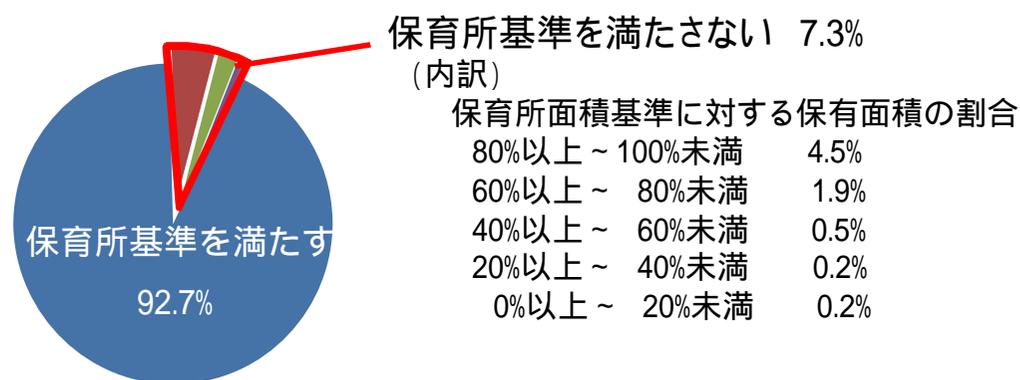
(参考:経営実態調査)

保育所のうち、屋外遊戯場を同一又は隣接する位置に設置しているものは、約99%。

保育所における幼稚園基準(学級数に応じた面積)の適合状況



幼稚園における保育所基準(園児数に応じた面積)の適合状況



検討事項 2

- 代替地を運動場として認めるか。
- 認める場合は、現行の保育所や認定こども園における代替地を運動場として取扱う際の要件を参照しつつ、これらに加えて排他的な利用が可能であることが確認できること等を要件として求めるか。

基準検討部会での主なご意見

- 運動場は園舎と身近にあることが必要で、同一敷地内または隣接地とすべき。【再掲】
- 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。【再掲】
- 運動場は、身近な場所とすることでよいのではないか。食育のためにも、契約の畑なども非常に効果的であり、このような場所も含めて認めてもらう等、本来の目的を考慮した上で柔軟な取扱いが必要。【再掲】
- 子どもが「占有」できるかどうかが大切。

(参考:代替地の取扱い)

幼稚園	規定なし
保育所	代替地利用は可能。 通知上で、以下の要件を求めている。 必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。 代替地について、保育所関係者が所有権、地上権、賃貸権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
認定こども園	幼保連携型・保育所型・地方裁量型は、代替地利用が可能。 その際、以下の要件を満たす必要あり。 子どもが安全に利用できる場所であること。 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 子どもに対する教育・保育の適切な提供が可能な場所であること。 面積基準を満たすこと。

検討事項 3

- 屋上を運動場として認めるか。
- その場合、運動場等に求められる教育的観点(子どもが自らの意志で自由に利用できる環境等)と屋上利用にあたっての子どもの安全性の確保の観点の双方を満たす状態をどのように確保するか。

(参考:屋上利用の取扱い)

幼稚園	屋上を運動場とすることは不可。
保育所	用地が不足する場合に限り、屋上利用は可能。 通知上で、以下の要件を求めている。 耐火建築物であること。 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意。
認定こども園	保育所と同様。

検討事項 4

- 認可基準上、運動場等の名称をどうするか。(運動場、屋外遊戯場、園庭等)

基準検討部会での主なご意見

- ・ 運動場の名称について、学校教育上の運動場という印象が強くなる。幼児期は、身体の発達を目的とするだけでなく、動植物や自然環境に触れるという意味で「園庭」としてはどうか。
- ・ 名称は、基準上は「運動場」であっても、通称として親しみやすい「園庭」とするなど柔軟に対応できればいいのではないか。

幼稚園	運動場 (他の学校種も「運動場」としている。)
保育所	屋外遊戯場
認定こども園	屋外遊戯場

論点 4

食事の提供、調理室の設置 (個別論点、2. 設備 (7)、3. 運営 (3))

検討事項 1 食事の提供範囲

- 食事は、すべての園児に同じように提供されることが望ましいが、基準上、食事の提供を義務づける園児の範囲は、保育認定の子ども(2号、3号)とし、教育標準時間認定の子ども(1号)への食事の提供については、園の判断としてはどうか。
- 食事の提供義務がかかっている園児に対する弁当持参を、どのように考えるか。(例えば、保護者から申出がある場合等において可とすることは考えられるか。)

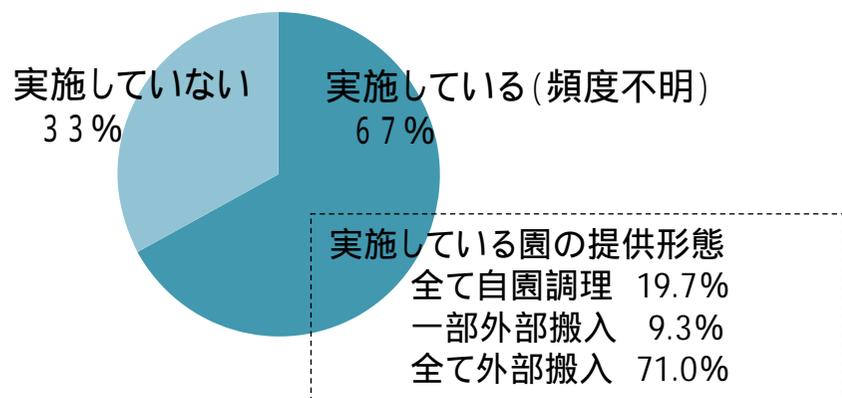
基準検討部会での主なご意見

- ・ 食事の提供は、保育の必要性の有無で異なる扱いとすべきか整理が必要。
- ・ 保育時間の長短で処遇に差があってはいけない。基本的には全ての子どもに食事の提供をすべきではないか。
- ・ 食事の提供について、弁当持参という選択肢もあるのではないか。
- ・ 幼稚園によっては、週3日給食、週2日弁当という園もあり、現状様々である。食事の提供方法は、園の判断に任せても良いのではないか。

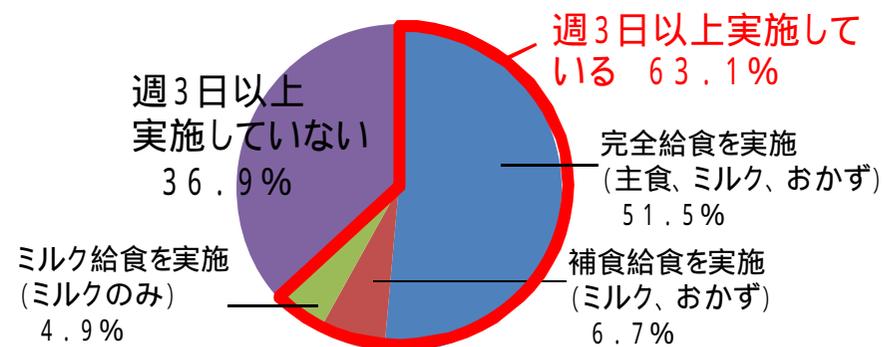
(参考:食事の提供の取扱い)

幼稚園	食事の提供範囲や弁当持参に関する規定はなし。
保育所	食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、満3歳以上児に対する食事については、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)が可能。弁当持参は不可。
認定こども園 (現行)	食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。 弁当持参は、保育に欠ける子の場合、保護者の了解が得られれば可。(幼稚園型、地方裁量型のみ)

(参考: 幼稚園の給食実施状況)



(経営実態調査)



(平成22年 学校給食実施状況等調査)

検討事項2

- 原則、自園調理による提供とし、満3歳以上の園児については、外部搬入を可としてはどうか。
- 外部搬入を認める場合は、現行の保育所における要件を満たすこととしてはどうか。
- 満3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立保育所における満3歳未満児に対する給食の外部搬入特区に対する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による再評価(平成28年実施予定)を踏まえて、検討することとしてはどうか。

基準検討部会での主なご意見

- 0～2歳児は体調が変わりやすく、アレルギー対応も重要であるため、自園調理により臨機応変に対応するのが原則ではないか。
- 3歳以上の外部搬入可について賛成。
- 外部搬入とする場合は、栄養士の活用などに配慮すべきではないか。

(参考:食事の提供方法の扱い)

幼稚園	規定なし
保育所	<p>食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。</p> <p>ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上の園児について、外部搬入によることができる。</p> <p>食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。</p> <p>栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。</p> <p>食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。</p>
認定こども園	保育所と同様

検討事項3

- 自園調理による食事の提供の場合には、調理室の設置を原則としてはどうか。
- ただし、食事を提供するべき園児数が少ない場合(例えば20人未満)、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、必要な調理設備を備えていれば可としてはどうか。
- その場合に必要な調理設備は、通常のキッチン設備をもとに、提供すべき園児数に応じた設備内容を求めることとしてはどうか。

基準検討部会での主なご意見

- 自園調理はコストが高い。公費負担の検討をお願いできないか。

(参考:調理室の設置を求めるにあたっての留意点)

- 現行の保育所の最少人数は、20人以上であるため、食事を提供すべき園児が少なくとも20人存在する。
- 一方、新たな幼保連携型認定こども園についても同様に、最少人数は20人であるが(社会福祉事業の最少人数)、ここには、教育標準時間認定の子ども(1号)も含まれることが考えられる。
- そのため、現行の保育所における調理室の原則設置を踏襲した場合、場合によっては、過度の設備を求めることになる可能性があることに留意。

検討事項4

- 外部搬入を認める場合に必要な調理設備は、保育所と同様としてはどうか。

幼稚園	規定なし
保育所	<ul style="list-style-type: none">● 専用の部屋は不要。● 施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。● 具体には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有することを想定。
認定こども園 (現行)	保育所と同様